

佐渡市立八幡小学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 1 月 30 日策定

令和 4 年 4 月 1 日改訂

令和 4 年 5 月 9 日改訂

1 基本方針

(1) 基本理念（「佐渡市いじめ防止基本方針」より）

- ① いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、日頃から「いじめを許さない」意識の醸成やお互いを尊重し合う人間関係の構築、いつでも誰でも相談できる体制の整備等、学校の内外を問わず、いじめを未然に防止することを目指して行う。
- ② いじめが発生した場合には、市、市教育委員会、学校、家庭、地域、地域住民、関係機関等が連携して、迅速・適切に対処する。
- ③ いじめを行った児童への指導は、相手の人格を傷つけ、生命をも脅かす行為であることを理解させ、自らの責任の重さを十分自覚させ、当該児童が抱える問題等、背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。
- ④ いじめは、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることから、加害・被害だけでなく、いじめを認識しながらはやし立てたり面白がったり、周辺で傍観している児童に対しても、間接的に加担することを自覚させ、全ての児童に対して、いじめは決して許されないことを十分に理解させる。

(2) いじめの定義（「いじめ」を、以下のように定義する。）

「いじめ」とは、「児童に対して、その児童と一定の人間関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」である。「いじめ防止対策推進法」第 2 条による

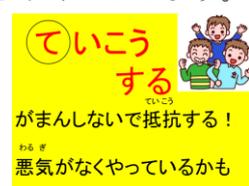
* SNS 等で交わされる誹謗中傷等について、当該児童が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高い場合や、被害児童がそのことを知らずにいるような場合も「いじめ類似行為」と規定して、いじめと同様に取り扱うこととする。

* 個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立って行う。具体的ないじめの態様に「ズボン下ろし」がある。

(3) 児童への説明

いじめを未然防止するために、例えば次のような内容を、継続的に児童に伝えていく。

「い・し・お・て・に」（石を手に・意志を手に）いじめをなくしましょう。



いじめをなくすのは、戦いです。あなたもいじめをなくすためにいっしょに戦ってください。

(4) 学校及び教職員の責務

学校は、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組めるよう、保護者や関係者との連携を図りながら、全校体制でいじめの未然防止と早期発見・即時対応に全力を尽くす。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、その再発防止に努める。

さらに、教職員自らが児童を傷つけるようなことは、決してあってはならない。教職員の言動を自ら厳しく慎み、言語環境を整備する。また、教職員がいじめにかかわる情報を知った場合は、隠さず報告するよう常に心掛ける。これらは、学校の教職員の責務である。

いじめは、どんな理由があろうと許されない行為である。しかし、いじめは、どんな学校・学級でも起こり得る。当校では、いじめは「犯罪」であるという認識で指導に当たり、その程度によっては警察・関係機関とも連携して、毅然とした指導をする。

(5) 保護者の責務

保護者は、基本理念にのっとり、次のことに努める。

- ① いじめ（及びいじめ類似行為）についての正しい理解
- ② 他者を思いやる意識の醸成と、規範意識の教育（家庭教育）
- ③ 事案解決に向けた学校との協力（被害者、加害者を問わない）

(6) 児童の役割

- ① 自らを大切にし、互いの違いを理解し、尊重する。
- ② 発達段階に応じて、インターネットの特性の理解を深める。
- ③ 傍観することなく、先生や保護者に相談するよう努める。

2 学校におけるいじめの未然防止に関する取組

(1) 授業、特別活動、教育課程外（部活等）での指導

- ① 児童と接する時間が最も長い授業が、成長を促す生徒指導の中心である。授業の中で「主体的な学び」を構想し、自己決定を促し、目的意識を高め、自主的、自律的な学習を行うことが大切である。また、「対話的な学び」を位置付け、交流活動の中で個性や能力を承認することで「社会性」が育つ。授業の中で「学ぶ楽しさ」「分かる喜び」を実感させ、生徒指導上の問題を未然防止していく。
- ② 特別活動、特に学校行事、地域行事は、異学年の仲間や地域住民と協働して活動するよい機会である。ねらいを明確にし、地域に貢献している様々な人と関わる場を設定する。その中で、望ましい言動の児童を褒め、社会性を育成していく。
- ③ 異学年活動を行うことにより、児童の自治的能力や自主的態度を育成していく。
- ④ 教育課程外として、八幡スポーツクラブ、水泳指導、陸上指導、合唱指導時に、上記と同じ趣旨、方策で指導し、社会性を育成する。

(2) 未然防止のための指導

- ① 「道徳」授業
 - ・「思いやりの心を育てる道徳」授業を、学期に1回以上実施する。
 - ・人権教育強調週間（にこにこ週間）の授業参観時、全校一斉に公開する。
- ② いじめ見逃しゼロ強調月間での指導
 - ・6月と10月は、全校朝会での講話やいじめ見逃しゼロスクール集会の取組を行う。
- ③ 生活目標指導
 - ・毎月の生活目標に、社会性を育て、いじめを予防する内容を意図的に配置する。
 - ・全校朝会での指導は、モデリングなども取り入れ、具体的な行動として指導する。
- ④ 学級でソーシャルスキルトレーニングや構成的グループエンカウンターなどを行う。
- ⑤ 学校での取組を学校説明会・学校便り等で保護者に知らせ、協力をお願いする。

(3) 早期発見・早期対応のための指導

- ① 職員で、日常的に児童の見守りや観察をし、危機意識をもってかすかな変化も見逃さず情報収集する。

- ② それを補強するため、毎月「なかよしアンケート（3～6年生）」「こころのてんきしらべ（低学年）」を実施する。学期に1回は担任が全児童に教育相談を行い、考えや悩みを聞き取り、適切な指導を行う。さらに、級外職員と教育相談をする機会を学期に1回もつ。随時、教育相談を希望する児童や気になる児童との教育相談を行い、児童の心に寄り添った指導をする。また、スクールカウンセラーの活用を図る。
- ③ アンケートだけでなく、心配なことはいつでも担任等に相談しやすいよう環境づくりを心掛ける。また、全教職員が「いじめの相談窓口」になることも伝える。
- ④ 月に1回、「子どもを語る会」を実施し、全教職員で情報を共有する。また、毎週の職員終会でも児童の情報交換を行う。
- ⑤ 緊急を要する事案に関しては、校長の判断で「校内いじめ対策委員会」を実施し、即時対応する。重大ないじめ事案が発生した場合は、「いじめ対策実行委員会」を招集する。
- ⑥ 保護者がいじめをいち早く察知できるよう、次のような相談・啓発活動を行う。
 - ・学校説明会での啓発（PTA総会、学校説明会）
 - ・「学校評価」でのアンケートと、保護者からの意見に対する改善策の発信
 - ・保護者との日常的な情報交換（個別懇談や連絡帳、電話等）

(4) 情報モラル教育の充実とインターネットによるいじめへの対処

インターネットによるいじめは、大人の目に触れにくく発見しにくい。情報手段を効果的に活用することができる判断力や心構えを、児童に身に付けさせるための情報モラル教育を授業やPTA行事等の機会を通じて行う。

3 いじめへの対処

(1) 対応の基本方針

- ① いじめの発見・通報を受けた場合には、隠し立てしたり、特定の教職員で抱え込んだりせず、速やかに報告し、組織的に対応する。
発見者 → 担任 → 管理職・生活指導主任 → (対応決定時) 市教委
- ② 全教職員の共通理解の下、関係機関との連携を図りながら、当該児童の心情の理解や双方の保護者に対する誠意ある対応を心掛ける。
- ③ 発見後は、素早い対応、保護者との連携を常に心掛け、必ず全校体制で取り組む。
- ④ 「いつ、どこで、だれが…」などできるだけ具体的な状況を確認し、記録を残す。
- ⑤ 担任のみに心労が掛からないよう、保護者への説明・当該児童への対応等、管理職が積極的に参加する。

(2) いじめ等対策会議について

いじめ問題は、安易な解決にならないように、会議では十分時間を掛けて協議し、学校の方針等をしっかり決定する。また、記録を必ず残し、各学年の生徒指導ファイル及び全校分のファイルに綴る。

(3) 対応について

【被害児童への対応について】

・当該児童の不安（疎外感、孤独感）や級友・教師に対する不信感の払拭に努める。

*学校が「全力で応援するよ」等と力強く「安全確保」を宣言する。

- ・友人関係をつくり、学級への所属感を高めることを主とした継続支援・指導を行う。
- ・問題の表面化が、本人の学級での孤立感を招く恐れがあるので、取組は慎重に行う。
- ・本人との関わりは、学級担任に限らず、本人と望ましい関係にある教職員が行う。
- ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために、必要と認められる場合は保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習できる環境を整える。

【加害児童への対応について】

- ・「いじめは絶対許されない行為である」ことを徹底指導する。被害児童の思いを伝え、毅然とした態度で指導する。
- ・いじめの背景や構造を明らかにし、関係した児童全てに対して指導・支援する。児童の悩みをじっくり聞ける場を設定し、児童の気持ちが言語化するまでの時間を十分にとり、いったんはやさしく受け止めるといった「聴く技術」を心がけて行う。「今後いじめをしないためにはどうしたらいいか」「謝罪の気持ちを伝えるにはどうしたらいいか」等、自らの言葉での表現を促す指導を行う。
- ・教師への反発、学級での孤立など、二次的問題の発生につながることはないように、当該児童の気持ちを理解しながら継続指導を行う。
- ・加害者がグループの場合、グループ指導のほかに、個別の面接を定期的に行い指導する。（加害者が複数人の場合、担当者が別々につき、一人一人話を聞く。後で、話を突き合わせて、いじめの構造を明らかにする。そのため、不明確な点は再度確認し、記録しておく。）

【被害児童の保護者対応について】

- ・保護者の不安や不満を謙虚に受け止め、軽視することなく、誠意をもって対応に当たる。家庭訪問をするなど、こまめに連絡を取り合い、信頼の回復に努める。
- ・医師、カウンセラー、民生委員・児童委員、警察等の関係機関との連携を強化する。
- ・被害・加害児童の保護者間の相互理解に努め、いじめ解消に向かう環境を整える。

【加害児童の保護者への対応について】

- ・保護者の心情を理解することに努め、協力関係を強化する。また、機会あるごとに話し合いを十分に行い、感情的なトラブルに発展しないように留意する。

【周囲の児童への対応について】

- ・いじめを黙認することは荷担することであり、許されない行為であることを指導する。
- ・「いじめ問題」によって、学級内の人間関係や雰囲気が悪くならないようにするため、いじめのあった学級には、多くの職員が関わり、児童たちの声に耳を傾けるようにする。
- ・「いじめは絶対に許さない」という教師の姿勢を示し、学年・学校・学級全員の問題として取り組む雰囲気をつくり、いじめ防止に向けた取組まで発展するようにする。
- ・被害者や加害者のプライバシー保護からも、騒ぎ立てることや話を不用意に広めることのないよう、節度ある言動をするように常に指導する。

【インターネットによるいじめへの対処について】

- ・インターネット上への書き込みについては、被害の拡大を防ぐために、直ちに削除する措置をとる。その際、市教育委員会や外部機関との連携しながら行う。
- ・児童及び保護者が、インターネット等を通じて行われるいじめの防止といじめ発生時に効果的な対応ができるよう、必要な啓発活動を行う。

4 学校におけるいじめの未然防止・早期対応のための組織

当校でのいじめ対策のための組織として、以下の機能を有する「委員会」を設置する。

(1) 校内いじめ対策委員会

- ① 目的：いじめの早期発見、早期対応のため、校内の教職員で積極的に行動する。
- ② 構成員：生活指導主任、校長、教頭、教務主任、養護教諭、関係学年担任
- ③ 活動：いじめ不登校事案発生が予測できる場合の対応。
以下の「いじめ対策実行委員会」を招集する場合の対応。
- ④ 開催：事案発生が予測させる場合や事案発生の場合に、速やかに開催する。

(2) いじめ対策実行委員会

- ① 目的：発生した事案が、いじめとして対応すべきか判断し、いじめであると判断した場合は被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消まで責任をもって対応する。学校のいじめ防止の対応が適切であるか助言する。
- ② 構成員：学校職員（校長、教頭、必要に応じて他の職員）、学校医、警察経験者、地域代表（自治会長）
- ③ 活動：学校の「いじめ対策基本方針」を点検し、必要に応じて改善案を助言する。いじめが発生した場合は、いじめの通報や相談などの窓口となる。関係者の協力を得て、事実関係の把握、情報の収集、解決の方策等の協議、情報の共有を行う。事実確認、講じた措置等を教育委員会に報告する。
- ④ 開催：年に1回を定例会とする。ただし、重大ないじめ事案が発生した場合は、その都度開催する。定例会時に、この「いじめ防止基本方針」を検討し、PDCAサイクルでより実効性のある活動にしていく。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

- ① いじめにより生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
 - ア 児童が自殺を企図した場合
 - イ 身体に重大な被害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合 等いずれも、いじめを受けた児童の状況に着目して判断する。
- ② いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が2日連続して欠席しているような場合には、重大事態につながる恐れと捉え、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- ③ その他
児童や保護者からいじめられて重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への対処

心身または財産に重大な被害が生じた疑いが生じた場合や、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、佐渡市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 市教委との協議の上、当該事態に対処する特別組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心にして、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ④ 上記の調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

6 留意事項

- (1) この「学校いじめ防止基本方針」は、PTA会長を中心に、保護者からも意見を求め、それを参考に策定した。
- (2) 本基本方針は、いじめ対策実行委員会、「なかよしアンケート（3～6年生）」「こころのてんきしらべ（低学年）」や教育相談から得られた児童の考えや意見も参考にし、よりよいものに改訂していく。
- (3) 本基本方針は、PTA総会で周知するとともに、ホームページに掲載し、保護者・地域に公開していく。